第三章　［略］
第四章　施設及び設備（第十二条―第十八条）
第五章　関係機関等との連携協力（第十九条―第二十一条）
附則
第六条　前条第一号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。
２・３　［略］
（学科の名称）
第六条の二　高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百三条の二各号に掲げる方針（第十九条において「方針」という。）にふさわしいものとする。
第五章　関係機関等との連携協力
（関係機関等との連携協力体制の整備）
第十九条　高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。
（学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）
第二十条　普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科（学校教育法施行規則別表第三㈠及び㈡の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。）に関する科目を開設する学科（次項において「学際領域に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。
２　学際領域に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
（地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）
第二十一条　普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科（次項において「地域社会に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。
２　地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（高等学校通信教育規程の一部改正）
第三条　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通信教育の方法等） **第二条**　高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。 ２　通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができる。 ３　［略］	（通信教育の方法等） **第二条**　高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。 ２　通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。 ３　［同上］

第三章　［同上］
第四章　施設及び設備（第十二条―第十八条）
附則
第六条　前条第一号に定める学科は、普通科とする。
２・３　［同上］

［条を加える。］

［章を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］